

令和 2 年度当初予算（案）及び 令和元年度補正予算における 公定価格の対応について

令和元年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の person 費改定

(公定価格の算定方法)

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

(国家公務員給与改定に伴う公定価格の person 費の取扱い)

- ・令和元年の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和元年度上半期及び下半期の単価表を改定予定。
常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る person 費単価 + 1 . 0 %程度
- ・遡及適用に伴う財源は、令和元年度補正予算において対応。
- ・上記改定は、令和2年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和2年度予算(案)に反映。

(実施時期)

平成31年4月1日(遡及適用)

(留意事項)

保育士等の処遇改善に関し、改善努力の見える化や処遇改善等加算の残額の削減が求められていることを踏まえ、上記改定と合わせて、市町村に対し、改定の影響(遡及適用後の給付総額見込、処遇改善等加算の内訳等)の事業者へのお知らせを要請するとともに、事業者に対し、給付増加額の一時金等による職員への確実な支払、 上記改定を加味した次年度の給与表、給与規程等の改定に計画的に取り組むよう要請する。

(参考：令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容)

俸給表の水準の引上げ

勤勉手当の引上げ(0 . 05月分)

令和2年度の公定価格の改定（案）

公定価格全般に関する事項

○公定価格の設定方法（全施設・事業所共通）

現行の「積み上げ方式」を維持する。

○旧副食費の取扱い（保育所、認定こども園（2号認定））

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に残された旧副食費相当額の一部（681円）については、令和2年度においても減額しない。また、公定価格における経費の位置付けについては、事業費から人件費に変更する。

○土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し【参考1】（保育所、認定こども園（保育認定）、家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）

月の全ての土曜日に閉所している場合に限り適用している減算調整について、その月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。

○地域区分の改善【参考2】（全施設・事業所共通）

国家公務員等の地域手当の支給割合の設定がある地域で、支給割合がより高い地域に囲まれている場合には、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる。制度施行時に設けられた現在の経過措置については継続。

○減価償却費加算に係る地域区分の改善（保育所、認定こども園（保育認定）、家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）

地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い区分の単価に統一する。

<現 行>

区分		加算額	都道府県
A区分	標準	2,700	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
	都市部	3,000	
B区分	標準	2,600	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
	都市部	2,900	
C区分	標準	2,500	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
	都市部	2,700	
D区分	標準	2,400	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
	都市部	2,600	

加算額は定員90人の場合。

<見直し後>

区分	加算額	都道府県
標準	2,800	全都道府県
都市部	3,100	

○所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組入れ（保育所、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）
施設長・管理者の人件費相当額について、現行の所長設置加算・管理者設置加算から基本分単価に組み入れる。
併せて、施設長・管理者が設置されていない場合の減算調整措置を設け、現行の所長設置加算・管理者設置加算の要件を満たさない施設・事業所については、施設長・管理者の人件費相当額を減額する。

<減額調整措置の適用要件>

施設長（管理者）が以下のいずれかに当てはまる場合

- ・ 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者ではない場合
- ・ 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない場合
- ・ 委託費又は給付費からの給与支出がない場合

○チーム保育加配加算の算定方法の改善【参考3】（認定こども園）

認定こども園におけるチーム保育加配加算について、認定こども園として3歳以上子ども（1号認定及び2号認定）にチーム保育を安定して提供できるよう、1号認定子ども1人当たりの単価から3歳以上子ども1人当たりの単価に算定方法を見直す。

○幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算調整措置の廃止（認定こども園）

平成27年度の制度施行後も引き続き2人の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する加算調整措置（施設長1人分の人件費相当額を加算）について、経過措置期間（令和2年3月31日まで）の終了に伴い廃止する。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

○処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減【資料2 - 4】（全施設・事業所共通）

（1）処遇改善等加算の要件緩和

施設・事業所の実態に即したより柔軟な賃金改善が可能となるよう、月額4万円の賃金改善が必要な職員数について、現行の「月額4万円に係る加算額の算定対象人数（人数A）の1/2（端数切捨て）以上」から「1人以上」に引き下げる。

職員数が少なく、現行でも月額4万円の賃金改善が必要な職員数が零人となっている事業所については、引き続き零人とする。

（2）処遇改善等加算における基準年度の見直し

賃金改善の基準年度の取扱いを含め、地方自治体や事業者の実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続きをより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討する。

会計検査院指摘を踏まえ、処遇改善等加算の前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払を確認する。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算に係る実績報告書から適用予定。

併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には希望する市町村に委譲する。

○夜間保育加算の拡充【参考4】（保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業） 夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の充実を図る。

○休日保育加算の要件緩和（共同保育の加算対象化）【参考5】（保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業）

単一の施設・事業所において休日等を含めて年間を通じて開所する場合のほか、輪番制など共同保育により年間を通じて保育を提供する体制を確保している場合についても、共同保育に取り組む各施設・事業所を加算対象とする。

○高齢者の活躍の促進（入所児童処遇特別加算の名称変更）（保育所、認定こども園（保育認定））

高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」について、名称を「高齢者等活躍促進加算」に変更する。

教育・保育の質の向上に関する事項

○栄養管理加算の拡充【参考6】（幼稚園、保育所、認定こども園（保育認定）、家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）

現行、栄養士の雇用形態に関わらず一律で年額12万円となっている栄養管理加算について、栄養士を雇用した場合には週3日程度の費用に加算額を引き上げる。

また、栄養士が、公定価格上算定されている調理員を兼務している場合についても一定額を加算することとする。

加えて、これまで3月の公定価格のみに加算することとしていた仕組みを見直し、各月の公定価格に加算することとする。

○チーム保育推進加算の要件緩和【参考7】（保育所）

保育所におけるチーム保育推進加算の取得に必要となる職員の経験年数に関する要件について、「15年以上」から「12年以上」に緩和する。

○給食実施加算の見直し【参考8】（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定））

自園の設備を活用してきめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の加算額を充実する。

また、外部搬入により給食を提供する場合の加算額を見直す。

○主幹教諭等専任加算の要件緩和【参考9】（幼稚園）

主管教諭等専任加算の取得に必要となる複数の事業実施の要件に、幼小連携に関する取組を追加する。

○施設関係者評価加算の見直し【参考10】（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定））

公開保育と一体的に学校関係者評価を実施する場合の加算額を拡充する。

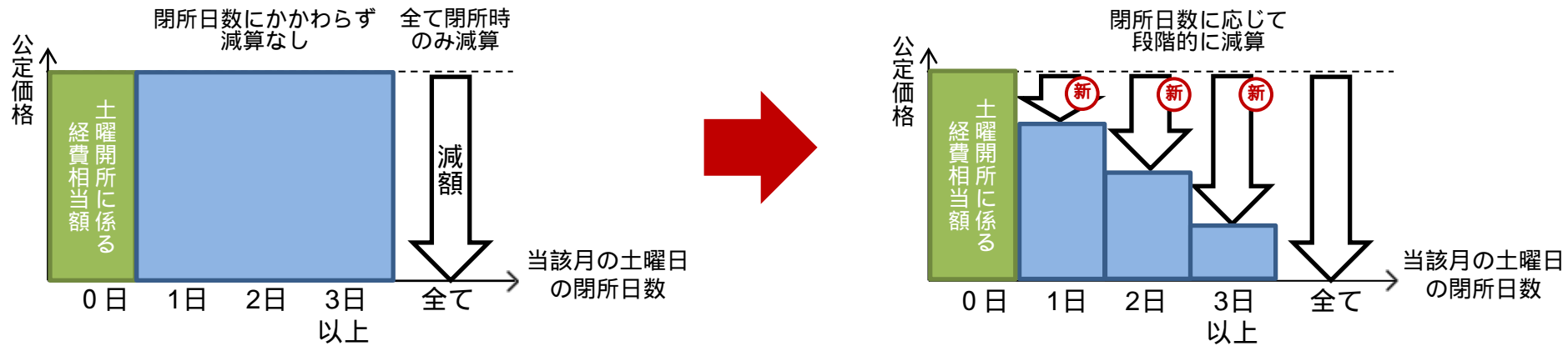
また、実施が義務付けられている自己評価を行っていない場合には、加算を適用しないよう見直す。

土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し

【参考1】

- 保育認定子どもに係る公定価格では、基本分単価等において、月曜日から土曜日までの週6日、年間約300日の開所を想定しつつ、利用希望がないなどにより土曜日に閉所する場合、公定価格を減算する調整措置を設けている。
- この調整措置は現在、月を通じて土曜日に閉所する場合に限って適用しているところ、当該月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。
 なお、他の保育所等との共同保育により利用希望者の保育を確保した場合は、閉所日数に含めない。

<イメージ>



【減算要件】

	現 行	見直し後
減算調整の対象となる施設の要件	施設を利用する保育認定子どもについて、 <u>土曜日</u> に係る保育の利用希望がないなどの場合に、 <u>月を通じて土曜日に閉所する施設</u> に適用する。	施設を利用する保育認定子どもについて、 <u>土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）</u> に係る保育の利用希望がないなどの理由により、 <u>当該月の土曜日に閉所する日がある施設</u> に適用する。 また、 <u>開所していても、保育の提供をしていない場合には閉所しているものとして取り扱う。</u>
公定価格の減算の割合 定員90人・6/100地域の保育所の例	7/100	当該月の土曜日に閉所した日数に応じた割合 ・ 1日 2/100 ・ 2日 3/100 ・ 3日以上 5/100 ・ 全て 6/100

令和2年度から所長設置加算を基本分単価に組み入れることとしている影響により、「現行」の減算率と「見直し後」の全ての土曜日に閉所した場合の減算率が異なっている。

地域区分の改善

【参考2】

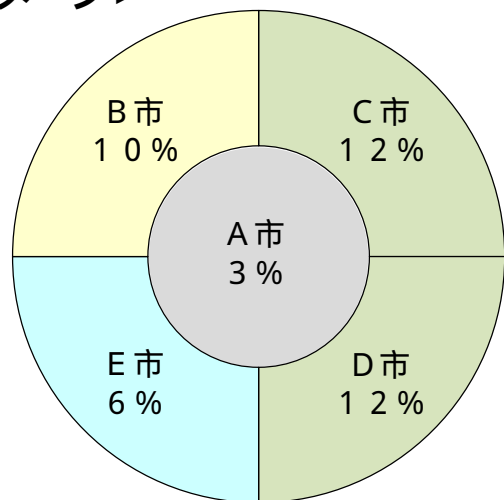
公定価格における地域区分は、現在、以下のとおり設定している。

- ・ 国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠する。【基本ルール】
 - ・ 国家公務員等の地域手当の設定がない市町村について、設定がある市町村に複数隣接し、又は囲まれている場合には、隣接している市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げる。【補正ルール】
- 平成27年度の制度施行時の経過措置（上記設定方法により地域区分が下がる市町村等）あり。

上記に加え、令和2年度から、次の仕組みを設ける。

- 新**・ 国家公務員等の地域手当の設定がある市町村についても、より支給割合の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げる。【補正ルール】
- 経過措置は継続。

<イメージ>



【基本ルール】 3%

【補正ルール】 A市に地域手当の設定があることから、適用されない。

新 【補正ルール】 6% 囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分（E市：6%）まで引き上げる。

【補正ルール により地域区分が引き上がる市町村】

・ 東京都三鷹市：10% 15%	・ 神奈川県三浦市：6% 10%	・ 神奈川県葉山町：6% 10%
・ 愛知県東郷町：6% 10%	・ 愛知県飛島村：3% 6%	・ 三重県木曽岬町：3% 6%
・ 京都府向日市：6% 10%	・ 京都府大山崎町：3% 6%	・ 大阪府藤井寺市：6% 10%

補正ルール を今後適用するが、地域区分が変わらない市町村（現在は経過措置）

- ・ 神奈川県綾瀬市：10%
- ・ 大阪府摂津市：10%
- ・ 広島県府中町：10%

チーム保育加配加算の算定方法の改善

【参考3】

認定こども園におけるチーム保育加配加算は、現在、3歳以上子ども（1号認定及び2号認定）の合計定員に応じた加配に必要な経費を積算し、これを1号認定子ども1人当たりの単価で算定しており、子どもの認定区分が1号から2号に変わると、同じ3歳以上児数でも加算額が減少する課題が生じている。

認定こども園として3歳以上子どもに質の高いチーム保育を安定して提供することができるよう、令和2年度から、3歳以上子ども1人当たりの単価として算定する方法に見直す。

【加算概要】

副担任等の配置、少人数学級編制などのため、公定価格（基本分単価及び他の加算）上の必要数を超えて保育教諭等を配置する場合、3歳以上子どもの定員に応じた上限人数の範囲内で、加配に必要な人件費相当額を加算

～45人：1人、46～150人：2人、151～240人：3人、241～270人：3.5人、271～300人：5人、300～450人：6人、451人～：8人

【算定方法】

現 行	見直し後
$\begin{aligned} & \text{1号認定子ども定員1人当たりの単価} \\ & \times \\ & \text{3歳以上子ども合計定員に応じた加配人数} \\ & \times \\ & \text{1号認定子ども数} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{3歳以上子ども定員1人当たりの単価} \\ & \times \\ & \text{3歳以上子ども合計定員に応じた加配人数} \\ & \times \\ & \text{3歳以上子ども数} \end{aligned}$

< 加算額（月額）のイメージ >

令和元年度当初単価ベース。6/100地域、上限人数（いずれの場合も2人）どおりの加配を仮定。処遇改善等加算 部分を除く。

	現 行	見直し後
全体で160人定員（1号120人、2号30人、3号10人）で8人が認定変更 実員1号112人、2号28人 実員1号104人、2号36人	$\begin{aligned} \text{①} & : 3,520^* \times 2 \times 112 = 788,480\text{円} \\ \text{②} & : 3,520^* \times 2 \times 104 = 732,160\text{円} \\ & *120人定員単価を適用 \quad 56,320\text{円} \end{aligned}$	$\begin{aligned} \text{①} \cdot \text{②} & : 2,820^* \times 2 \times 140 = 789,600\text{円} \\ & *150人定員単価を適用 \\ & \text{（認定区分変更に伴う減少なし）} \end{aligned}$
全体で110人定員（1号25人、2号65人、3号20人）で2人が認定変更 実員1号23人、2号61人 実員1号21人、2号63人	$\begin{aligned} \text{①} & : 16,920^* \times 2 \times 23 = 778,320\text{円} \\ \text{②} & : 16,920^* \times 2 \times 21 = 710,640\text{円} \\ & *25人定員単価を適用 \quad 67,680\text{円} \end{aligned}$	$\begin{aligned} \text{①} \cdot \text{②} & : 4,700^* \times 2 \times 84 = 789,600\text{円} \\ & *90人定員単価を適用 \\ & \text{（認定区分変更に伴う減少なし）} \end{aligned}$

夜間保育加算の拡充

【参考4】

夜間保育所等に特有の業務や経費があることに鑑み、夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の充実を図る。

【加算概要】

夜間保育所を行う保育所等に対し、夜間保育特有の業務等に要する費用の相当額を加算。

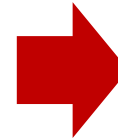
<夜間保育所等の主な要件>

設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。
開所時間	原則として11時間とし、おおよそ10時までとすること。 前後の時間については延長保育事業により対応。

【加算額】

処遇改善等加算 除く。また、「年間」については子どもの数については一定の仮定を置いた試算額

定員区分	認定区分	現行	
		単価 (子ども1人当たり月額)	1施設当たり 年間加算額
20人	2号認定	26,670	約620万円
	3号認定	24,990	
21人～30人	2号認定	20,010	約690万円
	3号認定	18,330	
31人～40人	2号認定	16,680	約760万円
	3号認定	15,010	
41人～50人	2号認定	14,690	約840万円
	3号認定	13,010	
51人～60人	2号認定	13,350	約910万円
	3号認定	11,680	
61人～70人	2号認定	12,400	約980万円
	3号認定	10,730	
71人～80人	2号認定	11,690	約1,050万円
	3号認定	10,010	
81人～90人	2号認定	11,140	約1,120万円
	3号認定	9,460	



見直し後	
単価 (子ども1人当たり月額)	1施設当たり 年間加算額
30,520	約710万円
28,810	
22,630	約790万円
20,920	
18,680	約860万円
16,970	
16,320	約930万円
14,600	
14,740	約1,000万円
13,020	
13,610	約1,080万円
11,900	
12,760	約1,150万円
11,050	
12,110	約1,220万円
10,390	

休日保育加算の要件緩和（共同保育の加算対象化）

【参考5】

休日保育加算について、現在は、単一の施設・事業所において休日等を含めて年間を通じて開所することを加算の要件としているが、複数の保育所等の共同保育により年間を通じて保育を提供する体制を確保している場合についても、共同保育を実施する各施設・事業所を加算対象とする。

【加算概要】

休日等（日曜日及び国民の祝日・休日）に保育を行う市町村が指定した保育所等に対し、必要な費用相当額を加算。

【加算要件】

	現 行	見直し後
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。 ・児童福祉施設設備運営基準に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。 ・対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。 ・対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日等を含めて年間を通じて開所する施設（<u>複数の特定教育・保育施設及び地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く）の共同により年間を通して開所する施設（以下「共同実施施設」という。）を含む。</u>）を市町村が指定して実施すること。 ・児童福祉施設設備運営基準に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。 ・対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。 ・対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。
加算額の算定方法	<p>・地域区分及び休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた加算額</p> <p>「休日保育の年間延べ利用子ども数」は、平日に他の保育所等を利用する子どもの利用数を含み、当該年度の利用見込みによる。</p>	<p>・地域区分及び休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた加算額</p> <p>「休日保育の年間延べ利用子ども数」は、平日に他の保育所等を利用する子どもの利用数を含み、当該年度の利用見込みによる。</p> <p><u>共同実施施設に係る「休日保育の年間延べ利用子ども数」については、それぞれの施設において開所する休日保育の利用子ども数の見込みにより算定する。</u></p>

アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

【加算概要】

食事の提供に当たり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

【加算要件・加算額】

	現 行	見直し後												
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 ・<u>年間を通じて活用している場合に対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員等として栄養士を雇用している場合も対象となる。 												
加算額	<p><u>年額12万円</u></p> <p><u>3月分の公定価格に加算</u></p>	<p><イメージ> 以下のいずれかの単価を加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>保育所等、認定こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)</td> <td>約80万円</td> <td>約90万円</td> </tr> <tr> <td>栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)</td> <td>約50万円</td> <td>約60万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>12万円</td> <td>12万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>上記の1/12の金額を各月の公定価格に加算</u></p>		幼稚園	保育所等、認定こども園	栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)	約80万円	約90万円	栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)	約50万円	約60万円	上記以外の場合	12万円	12万円
	幼稚園	保育所等、認定こども園												
栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)	約80万円	約90万円												
栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)	約50万円	約60万円												
上記以外の場合	12万円	12万円												

保育所におけるチーム保育体制の整備を一層推進するため、チーム保育推進加算の取得に必要な職員の平均経験年数に係る要件を「15年以上」から「12年以上」に緩和する。

【加算概要】

チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

【加算要件】

現 行	見直し後
<ul style="list-style-type: none">・「必要保育士数」（基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置していること。・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること。・職員の平均経験年数が<u>15年以上</u>であること。・当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること。 <p>チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築することをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none">・「必要保育士数」（基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置していること・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること・職員の平均経験年数が<u>12年以上</u>であること・当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること。 <p>チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築することをいう。</p>

給食実施加算の見直し

【参考8】

給食実施加算について、1号認定子どもに対する給食の実施状況に応じた仕組みとなるよう、

- ・きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算額を充実
- ・外部搬入により給食を提供する場合、配膳等に係る経費相当額のみを措置

< 幼稚園における給食実施形態 > (令和元年度経営実態調査より)

自園調理(調理員雇上げ) : 11.0%、自園調理(外部委託) : 8.8%、外部搬入 : 66.2%、未実施 : 13.8%

【加算要件】

- ・1号認定子どもに対する給食を実施している施設に加算する。

子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とする(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。

給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。

【加算額】

現行		見直し後		
定員区分に応じて以下の金額		定員区分に応じて以下の金額		
定員区分	年額加算額	定員区分	年額加算額	
			施設内の調理設備を使用して きめ細かに調理を行っている施設	外部搬入により給食を 実施している施設
~60人	約123万円	~60人	約246万円	約44万円
61人~75人	約135万円	61人~75人	約258万円	約46万円
76人~90人	約147万円	76人~90人	約270万円	約48万円
91人~105人	約160万円	91人~105人	約283万円	約50万円
106人~120人	約172万円	106人~120人	約295万円	約53万円
121人~135人	約184万円	121人~135人	約307万円	約55万円
136人~150人	約197万円	136人~150人	約320万円	約57万円
151人~180人	約209万円	151人~180人	約332万円	約59万円
181人~210人	約221万円	181人~210人	約344万円	約61万円
211人~	約246万円	211人~	約369万円	約66万円

主幹教諭等専任加算の要件緩和

【参考9】

幼小連携を通じた教育・保育の質の向上に向けた取組を評価するため、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても幼稚園が主幹教諭等専任加算を取得できるよう、要件を弾力化する。

認定こども園の減算調整に係る要件についても、併せて同様に見直す
(主幹教諭等専任加算相当額を基本分単価に算入し、当該加算に係る要件を満たさない場合に減算調整を行っている。)

【加算概要】

主幹教諭等を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、必要教員数を超えて代替教員(非常勤講師等)を配置する施設に対し、代替教員の配置に要する費用について加算する。

【加算要件】

現 行	見直し後
<p>以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>I 幼稚園型一時預かり事業(私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。)</p> <p>一般型一時預かり事業(私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。)</p> <p>満3歳児に対する教育・保育の提供 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供</p>	<p>以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>(~ 修正なし)</p> <p>()年間を通じた継続的な小学校との連携・接続に係る取組であって、以下の全ての要件を満たすもの</p> <p>(ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。</p> <p>(イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動が年間を通じ複数回計画・実施されていること。</p> <p>(ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</p>

【加算額】 処遇改善等加算 を除く。
年額約130万円

施設関係者評価加算の見直し

【参考10】

- 学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、
- ・公開保育の取組と学校関係者による評価を一体的に実施する施設の加算額を拡充（自己評価の実施を前提）
 - ・実施が義務付けられている自己評価を行っていない施設への加算適用を見直し

施設関係者評価：自己評価の結果を踏まえた当該幼稚園等の児童の保護者その他の当該幼稚園等の関係者（当該幼稚園等の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表する。

自己評価：幼稚園等の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する。

【加算概要】

保護者その他の幼稚園等の関係者（幼稚園等職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する施設に対し、これらに要する費用を加算する。

【加算要件・加算額】

	現 行	見直し後
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者その他の幼稚園等の関係者（幼稚園等職員を除く。）による評価（施設関係者評価）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表。 ・評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価を実施するとともに、保護者その他の幼稚園等の関係者（幼稚園等職員を除く。）による評価（施設関係者評価）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表。 ・施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施。
加算額	年額約6万円	<ul style="list-style-type: none"> ・公開保育の取組と施設関係者評価を組み合わせ実施（ ）する施設 年額約30万円 ・上記以外の施設関係者評価を実施する施設 年額約6万円 <p>幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園等の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に評価者を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設</p>